

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 30 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおりである（基本方針の改定案は基本方針前文及び物品・役務は資料 3 - 1、公共工事は資料 3 - 3 を参照）。

なお、物品及び役務については、本年 8 月の第 1 回特定調達品目検討会において了承された本年度の見直し対象品目について、判断の基準等の見直しの可能性・必要性に関する検討を実施した。

（ 1 ）特定調達品目の追加

特定調達品目として新たに以下の 1 品目を追加することとした。

- 印刷機能等提供業務（役務）

（ 2 ）3 つの政策課題への対応

- 昨年度までのプレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討結果を踏まえ、第 1 回特定調達品目検討会において了承された 3 つの政策課題（気候変動対策への寄与、循環経済への寄与、SDGs への寄与）に対応するため、新たな考え方等を導入。詳細については資料 1 - 2 を参照

（ 3 ）プラスチックに係る検討

- 第 1 回特定調達品目検討会において了承されたとおり、プラスチックについては、第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）及び 10 月 19 日に素案が示された「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、物品及び役務の調達について、使い捨てプラスチックの使用削減、再生プラスチックの利用促進、バイオプラスチックの利用促進の観点から検討
- 本年度の物品及び役務に係る見直し対象品目等を中心に、プラスチックに係る判断の基準等の設定・見直し等が可能な品目について上記 ~ の観点から、順次検討を実施したところ。詳細については資料 1 - 3 を参照

（ 4 ）基本方針前文

- 基本方針「2. (1) イ. 判断の基準等の性格」に 2 段階の判断の基準（「基準 1」及び「基準 2」）の設定のための考え方を記載
- 基本方針「別記」に「基準 1」及び「基準 2」の定義を記載

(5) 分野別の見直し品目及び内容

画像機器等（コピー機等）

- 再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に追加
- 併せて再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用について配慮事項を変更（25g を超える部品：適用基準の明確化）

画像機器等（プロジェクタ）

- プロジェクタに係る判断の基準等の追加・見直し
 - 製品重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準を強化、固体光源（LED、レーザ等）に係る判断の基準の変更、固体光源の推奨を配慮事項に記載等

家電製品

- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫についてエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
- テレビジョン受信機について受信機型サイズが39V型以下のものについては市場状況を勘案し、当該判断の基準の経過措置を延長

エアコンディショナー

- 業務用エアコンディショナーについてエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定

温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器）

- 業務用ヒートポンプ電気給湯器について現行の判断の基準として設定されている成績係数（COP）から年間加熱効率¹への変更

照明

- 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具について2段階の判断の基準²を設定

インテリア・寝装寝具（カーテン及び布製ブラインド）

- カーテン及び布製ブラインドについてバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の適用の猶予に関する経過措置を終了

¹（一社）日本冷凍空調工業会規格（JRA 4060：2018）に基づく年間加熱効率

² エネルギー消費効率（lm/W）に係る2段階の判断の基準若しくは従前の判断の基準を満たし、省エネルギー効果の高い機能を有する場合も「基準1」に適合

設 備

- 太陽熱利用システムについて空気集熱式集熱器に係る判断の基準を追加

公共工事

- 木材・プラスチック再生複合材製品について使用される工事の対象を公園における園路広場工事に拡大
- 吸収冷温水器について判断の基準として期間成績係数の追加及び判断の基準の変更
- 「洋風便器」から「大便器」への品目名の変更及び洗浄水量に係る判断の基準の強化

役 務

- 印刷についてオフセット印刷工程における VOC 発生抑制に係る基準等の変更
- 食堂について判断の基準等の追加・見直し
 - プラスチック製のワンウェイの食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等
- 加煙試験についてフロン類の不使用に係る判断の基準の適用の猶予に関する経過措置の終了
- 清掃の手洗い用石けん液又は石けんについて植物油脂を原料として使用される場合に持続可能な原料の使用を求める配慮事項を判断の基準へ格上げ
- 庁舎等において営業を行う小売業務について判断の基準等の追加・見直し
 - ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品を取り扱う場合の食品廃棄物削減のための取組、植物由来のプラスチック製買い物袋の使用等
- 飲料自動販売機設置について飲料容器の回収箱の設置、分別回収・リサイクルの実施を判断の基準に追加
- 会議運営について
 - 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、飲料提供時の環境配慮を判断の基準へ格上げ等

2. その他の見直し対象品目について

上記1に示した以外の平成30年度の見直し対象品目に係る点検結果及び対応は、下表のとおりである。

分野	品目	点検結果及び対応
紙類	コピー用紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙	コピー用紙、印刷用紙については総合評価指標による判断の基準を設定している。他方、本年度の提案募集において総合評価指標の評価項目及び重み付けの見直しについて提案されたことから、現行の評価項目や重み付けの見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について併せて検討したところであるが、平成25年度に実施した総合評価指標に係る検討以降、調達側（国等の機関）販売事業者双方とも、現行の総合評価指標に係る不都合やトラブル等に関する情報は確認されていないこと、重み付けの見直しに係る具体的な根拠資料が不十分であること等から、古紙の定義等に係る専門委員会の結論を変更する必要性は低く、現行の判断の基準等の見直しは実施しないこととした
	フォーム用紙、インクジェット用カラープリンター用紙	現行の判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について市場動向等を踏まえ検討したところであるが、国等の機関の調達量がコピー用紙、印刷用紙に比べ少なく供給に問題がないこと等から、現段階において見直しは実施しないこととした
オフィス機器等	シュレッダー	シュレッダーに係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、平成27年度の見直し以降に具体的な項目又は技術等の進展が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
照明	LEDを光源とした内照式表示灯	現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等の進展が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
	蛍光灯ランプ（40形直管蛍光灯ランプ）	蛍光灯照明器具については平成30年2月の基本方針より削除したところであり、消耗品である直管蛍光灯ランプについても、調達量は減少することが見込まれる。一方で、国等における調達量は100万本程度（平成28年度）であり、引き続き特定調達品目として取り扱う必要はあるが、新たな技術開発等が行われていないことから、判断の基準等についても見直しを行わず、現行どおりが適当と判断された
	電球形状のランプ（電球形蛍光灯ランプ）	電球形状のランプに係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等の進展が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした。なお、平成29年度において電球形状のランプについては電球形LEDランプの判断の基準等の見直しを実施済
役務	蛍光灯機能提供業務	国等の機関においてはLED照明器具等の高効率照明への急速な転換に伴い、蛍光灯機能提供業務が縮小傾向を示していることから、現段階において見直しは実施しないこととした